

**公益社団法人
相模原市シルバー人材センター
定款及び会員関係規程等**

公益社団法人相模原市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。また、理事会の決議により、従たる事務所を神奈川県相模原市に置くことができる。

(目 的)

第3条 センターは、健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。
- (3) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- (4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- (6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、神奈川県において行うものとする。

第2章 会員

(種 別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上

の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者

ア 相模原市に居住する原則として60歳以上の者

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事長の承認を得た者

(3) 賛助会員 相模原市内に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事長の承認を得たもの

(入 会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の規定により承認したときは、理事会においてこれを報告しなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 相模原市に居住しなくなったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(4) 1年間以上会費等を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号に該当する者である場合。

(退 会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会が定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) センターの定款又は規則に違反したとき。

(2) センターの名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 役員を選任又は解任

(2) 役員報酬等の額の決定又は役員報酬等の支給の基準

(3) 役員賠償責任の免除

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の決算の承認

(6) 会費及び賛助会費の金額

(7) 会員の除名

(8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

ならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した代表理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行するものとし、事務局長を兼ねることができる。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、総会及び理事会に出席し、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、一般社団・財団法人法で定めるところによる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前までに退任した理事の補欠として、選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、任期の満了前までに退任した監事の補欠として、選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 役員は、総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、理事長、副理事長、若しくは公認会計士又は税理士の資格を有する監事及び常勤の役員には報酬等を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
- (3) センターがその理事の債権を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第30条 センターは、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

第5章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第31条 センターには、顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、一般社団・財団法人法上の役員ではなくセンターに対して何らの権限を有しないが、理事長に対し参考意見を述べることができる。
- 3 顧問、相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 顧問、相談役は、無報酬とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問、相談役が職務を行ったときは、その費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 センターに理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止（第13条に定める総会議決を必要とするものを除く。）
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

- (4) 各事業年度の事業報告の承認
 - (5) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
 - (6) 理事の職務の執行の監督
 - (7) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (8) 従たる事務所、その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (開 催)

第34条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前条第3号による場合は、理事が、前条第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は決議に加わることはできない。
- 3 理事は、各1個の議決権を有するものとする。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理)

第41条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第42条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、神奈川県知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項に規定する書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 役員の名簿
- (3) 役員の報酬等の支給及び費用の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に神奈川県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第45条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第44条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、第50条の規定を除き、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、神奈川県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく神奈川県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 センターは、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により、一般社団・財団法人法上のセンターとの合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第49条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上

の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 センターが、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第52条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 センターは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第54条 センターは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第55条 センターの公告方法は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法とする。

第11章 雑則

(委任)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 センターの最初の代表理事は、須藤忠雄及び築山実とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月11日から施行する。

附 則

この定款は、令和7年6月13日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件等)

第1条 公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

2 業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）は、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者とする。

(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。
(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとして取り扱う。

3 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
- 3 発注者は、センターからの適法な請求書を受領した日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第3項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないうちは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な啓発を行うものし、業務実施会員は、センターが行う安全就業の啓発活動に協力しなければならない。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。
- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代特会員」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に某つき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第4条及び第5条の規定は、第6項の規定による発注者の支払いについて準用する。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業

務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
- 4 第2項の規定により代替会員が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。

3 第8条第6項から第8項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(中途解除等の事前予告)

第11条 前条の規定にかかわらず、発注者から6か月以上の期間行う業務委託を中途解除したり、更新しない旨の予告があった場合は、センターは速やかに業務実施会員に予告するものとする。

(双方代理の承諾)

第12条 業務実施会員は、センターが発注者と業務実施会員との双方を代理することにつき異議なく承諾する。

(著作権の帰属等)

第13条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利、義務の移転の禁止)

第14条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第15条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第16条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により補填される額、業務実施会員の過失の度等を勘酌して相当と認めらるる額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター会費規程

(昭和 63 年 4 月 1 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター定款第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会費が一事業年度に納入すべき会費の額は、次のとおりとする。

(1) 正会員 一般会員 年額 1,500 円とする。

ゴールド会員 年額 500 円とする。

(2) 特別会員 年額 1,500 円とする。

(3) 賛助会員 別表 1 に定める額とする。

2 新たに一般会員として入会しようとする年度の月により、会費の年額は、別表 2 に定めるとおりとする。

3 特別な事情により前 2 項によりがたい場合は、理事会の承認を得て会費を減免することができる。

(会費の免除)

第 3 条 特別会員のうち理事会の承認を得た場合には、会費を免除することができる。

(納入期日)

第 4 条 正会員及び特別会員は、毎事業年度 1 回を 6 月末までに納入するものとする。ただし、新規入会者については、入会承認後、15 日以内に納入するものとする。

2 賛助会員は、毎事業年度 1 回を 6 月末までに納入するものとする。ただし、新規賛助会員は、理事会の承認を得た後、30 日以内に納入するものとする。

(委 任)

第 5 条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の内容、就業時間、就業期間、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。）等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。

別表 1

種 別	会 費 額	
個 人	年 額 一 口	3,000 円
団 体	年 額 一 口	5,000 円

別表 2

入会月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
年 額	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円

入会月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
年 額	1,500 円	1,500 円	1,500 円	500 円	500 円	500 円

公益社団法人相模原市シルバー人材センター会員就業規程

(昭和 63 年 4 月 27 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に関し、必要な事項を定める。

(努力義務)

第 2 条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあって、会員自身の創意性を発揮しながら働く機会を拡げ、その福祉と健康を増進するとともにセンターの発展に寄与するものとする。

(平等の原則)

第 3 条 センターは、会員の信条、社会的身分、性別、宗教等の理由により、就業その他処遇面で差別的な扱いをしてはならない。

(仕事の受注)

第 4 条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受け、その交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注、作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。ただし、見積書の作成に伴う交渉は、この限りではない。

(仕事の配分等)

第 5 条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の内容、就業時間、就業期間、配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」）等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

(就業時間)

第 6 条 会員の就業時間は、会員の健康を配慮し、原則として 1 日 8 時間を超えないものとする。

2 センターは、前項に基づき職務の性質、就業場所、季節等の事情を考慮し、始業時間、終業時間、休憩時間、休日等の基準について別に定めることができる。

(就業上の注意)

第 7 条 会員は、就業にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの指示に従い、相互に協力して働くこと。
- (2) やむを得ない事情により約束した仕事に従事できなくなった場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 仕事上知り得た機密事項その他発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。

(就業の終了)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当することとなったときは、その就業は終了する。

- (1) 就業の期間又は仕事が終了したとき。
- (2) 本人から就業を取りやめたい旨の申し出があり、センターがこれを認めたとき。

- (3) 就業を継続することが本人の健康を害するとセンターが認めたとき。
- (4) 天災、事故その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (5) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為があったとセンターが認めたとき。
- (6) 会員の資格を喪失したとき。

2 前項第1号及び第6号に掲げる場合を除き、その就業の終了については、センターは会員に対し、通知しなければならない。

(安全、衛生及び事故防止)

第9条 センターは、会員の就業にあたり、その安全及び衛生を常に配慮し、就業上の事故防止に努めるものとする。

(健康の保持)

第10条 会員は、健康診断を受けるなどして日常自らの健康に留意し、その保持に努めるものとする。

2 センターは、会員の健康状態等から判断して必要があるときは、一定期間の就業の禁止、就業時間の制限等必要な措置を行うことができる。

(傷害保険)

第11条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

2 傷害者又は共同作業会員は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従うものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会員の就業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和63年4月27日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター会員就業規程〔内規〕

(平成13年12月20日制定)

(趣 旨)

第1条 この内規は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規定第8条第1項第5号の施行に関し、必要な事項を定める。

(適用者)

第2条 この内規の適用を受ける者は、著しく就業に支障がありセンターの趣旨に反する行為があった場合に限り適用する。

(就業終了の範囲)

第3条 会員が次の各号の一に該当することとなったときは、その就業を終了する。

- (1) 委託先から就業終了の連絡があったとき。
- (2) 誤った行為を繰り返し行ったとき。
- (3) 請け負った範囲での就業ができないとき。
- (4) 第三者に対し、心理的な苦痛等を与えたとき。
- (5) 体力的に劣り、就業が困難なとき。
- (6) その他、理事長が認めたとき。

(就業終了の報告)

第4条 センターは、会員が第3条の各号の一に該当する行為があった場合には、ただちに、会員にその旨を報告しなければならない。

(会員の弁明機会)

第5条 センターは第4条に対して、その会員に弁明の機会を与えなくてはならない。

(報告義務)

第6条 センターは、会員が第3条の各号の一に該当があったときは、理事長に報告しなければならない。

(委 任)

第7条 この内規に定めるもののほか、会員就業に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年12月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

内規制定の理由

- (1) 公共・準公共の駐車場等施設管理業務における就業会員の利用者等への対応に関する苦情が多く発生している。

このことを受けて、発注者からセンター会員に対する業務上のマナーにかかる指導等の要望がきている。

- (2) センターとしては、公共、民間等にかかわらず、現行の受託事業の確保、さらに事業拡大に努めなければならない。

そのためには、発注者の信頼を得るとともに、センターの設立趣旨に対する理解を求めていく必要がある。

併せて、利用者等に親しまれ、感謝されるセンター会員でなければならない。

- (3) これらのことを実施するための一つの対策として、会員就業規程第8条第1項第5号の一部の抽象的な表現を明瞭化し、適用にあたっては就業会員に誤解を与えないため、内規を定めるものとする。

ただし、役職員はあらゆる行為に対し、公平且つ慎重なる配慮で対処するものとする。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター会員の就業期間に関する要綱

(平成 14 年 12 月 20 日制定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、特定の会員による長期にわたる就業形態を是正し、就業機会の公平な提供を促進することを目的とする。

(対 象)

第 2 条 この要綱の対象は、公共及び準公共から発注される業務に就業する会員とする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において「長期にわたる就業」とは、特定の会員が 6 年以上同一業務に就業することをいう。

(就業期間)

第 4 条 就業期間は就業開始年度の 4 月 1 日を起算日として 1 年間とする。なお、年度の途中で就業を開始した場合においても起算日は 4 月 1 日にさかのぼる。

(就業期間の更新の限度)

第 5 条 就業期間は、4 回を限度に更新できる。但し、センター会員就業規定第 8 条に該当する場合は、前条の規定による就業期間を満了する前に就業を終了する。

(就業期間の通知)

第 6 条 センターは、会員の就業開始時又は就業期間を更新される会員については、年度の初めに就業期間の明記された会員就業票を交付し、就業期間を通知する。ただし、就業期間満了後において前条による更新の限度を超える場合には、その旨を記載する。

また、就業期間が満了する年度に至った会員に対しては、就業期間満了通知書を交付する。

(就業期間の延長)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第 5 条の規定にかかわらず、1 年未満の就業期間を定めて、更新することができる。

- (1) 業務に支障がでることが想定されるとき
- (2) その他の場合で、特に理事長が必要と認めたとき

(就業期間満了後の就業制限)

第 8 条 就業期間を満了した会員は、既に就業期間を満了した業務と同一の就業場所における同一の業務に再度就業することはできない。

2 センターは、他の就業場所で同一の業務に就業させる場合などにおいては、当該業務に就業する会員が他にいないなど、やむを得ない場合に限り、就業機会を提供するものとする。

(委 任)

第 9 条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 20 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 5 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター配分金規程

(昭和 63 年 4 月 27 日制定)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関し、必要な事項を定める。

(支払方法)

第 2 条 センターは、就業した会員に対する配分金を現金で直接支払うものとする。
2 前項の規定にかかわらず、センターは会員の申出により、配分金を口座振替の方法により支払うことができる。
3 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日)

第 3 条 センターは、会員が就業した場合に、原則としてその月の 1 日から末日までの配分金を翌月 15 日に支払うものとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）にあたるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日又は日曜日若しくは休日でない日とする。

なお、12 月及び 4 月の 1 日から末日までの配分金は、翌月 20 日に支払うものとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日若しくは休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い土曜日又は日曜日若しくは休日でない日とする。

(社会的相当配分の原則)

第 4 条 会員の就業に対する配分金は、神奈川県における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分基準)

第 5 条 センターは、会員の配分金基準について、仕事の種類、内容等を考慮し、理事会の承認を得て別に定める。

(委 任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、配分金に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和 63 年 4 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 4 月 30 日から施行する。

2 改正後の第 2 条第 3 項の規程は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター 理事会専門部会設置要綱

(平成4年10月13日制定)

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の事業運営をより効果的に推進するため、理事会に専門部会（以下「部会」という。）を設置することを目的とする。

(組 織)

第2条 前条の目的を達成するため、次の部会を設置する。

- (1) 総務部会
- (2) 事業部会
- (3) 組織部会

(構 成)

第3条 理事はいずれかの部会に所属するものとする。なお、常務理事及び担当理事及び理事（法人職員）はすべての部会に属する。

2 部会は、理事6～10名をもって構成する。

3 各部会に、部会員の互選により、部会長及び副部会長を置く。

(任 務)

第4条 各部会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総務部会

- ア 基本方針及び長期計画に関すること。
- イ 運営全般に関すること。
- ウ 財政に関すること。
- エ 規程及び規則に関すること。
- オ 安全就業全般に関すること。
- カ 他の部会に属さないこと。

(2) 事業部会

- ア 就業開拓に関すること。
- イ 独自事業に関すること。
- ウ 受託事業見積単価基準に関すること。
- エ 講習会及び研修会に関すること。
- オ 広報活動に関すること。

(3) 組織部会

- ア 組織強化に関すること。
- イ 会員の拡大に関すること。
- ウ 福利厚生に関すること。
- エ 地区班活動に関すること。
- オ ボランティア活動に関すること。
- カ ブロック会議に関すること。

(会 議)

第5条 部会長は、随時部会員を招集し、部会を開催する。また、部会長に事故等があった場合には、副部会長がこれを行う。

2 部会の運営は部会長がこれにあたる。

3 理事長は、各部会の活動の調整を図るため、必要に応じ部会長会議を開催することができる。

4 部会長は、担当部会の会議状況を適宜理事会に報告するものとする。

5 各部会には、最低1名の事務局職員が出席するものとする。

(関係者の参加)

第6条 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会員の任期)

第7条 部会員の任期は、定款第26条の規程を準用する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償は、予算の範囲内で支給することができる。

(委 任)

第9条 この要綱について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月4日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行し、平成28年5月30日から適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター 役員選出要綱

(平成8年8月30日制定)

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第22条に規定する役員の選出方法を定めることを目的とする。

(選出基準)

第2条 役員は、センターの事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者で、理事及び監事にふさわしい者を選出するものとする。

(選出方法)

第3条 役員は、正会員及び特別会員のなかから推薦された者を理事会が選出し、これを総会において選任するものとする。ただし、理事及び監事それぞれ1名以上は、正会員及び特別会員以外から推薦された者とする。

2 理事の選出区分は、次のとおりとする。

(1) 会員代表 15名（センターブロック会議を組織する中央・南・緑ブロックからそれぞれ5名（うち女性会員をそれぞれ1名以上とする。））

(2) 団体選出 1名（相模原市自治会連合会）

(3) 法人選出 若干名（センター職員）

(4) 学識経験者 若干名

3 会員代表理事は、各ブロック会議が所管する区域内の会員の中からそのブロック会議を構成する地区長が連名により推薦する。

4 団体選出理事は、団体の長が推薦した者とする。

5 法人選出理事は、センターの理事長が推薦する。

6 学識経験者は、必要に応じて理事長が推薦する。

7 監事は、センターの理事長が推薦する。

(委 任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、選出にあたっての必要な事項は、理事会で定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月18日から施行し、平成10年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月13日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 14 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 30 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 4 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 27 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 30 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行し、令和 2 年 5 月 19 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 17 日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター 役員選出要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）役員選出要綱の施行に関し、必要な事項を定める。

(理事の責務)

第2条 センターの理事は次の事項を責務として行うものとする。

- (1) 事業の理念、仕組みを広く地域社会に浸透を図るとともに事業普及啓発活動等の計画を立案する。
- (2) 事業目標の設定、問題の摘出と課題の設定等を含む中・長期計画の策定及び円滑な推進を行う。
- (3) センターの組織活動を促進するため、理事会専門部会に参画し、積極的な組織運営に参画する。
- (4) 仕事の開拓、開発、技術・技能の習得及び向上のための研修を実施する。

(会員代表理事選出における留意事項)

第3条 理事は理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画する役割を担うとともに、その理念に沿った健全な発展及び拡大を図る責務があることから、次の事項を留意するものとする。

- (1) センターは高齢者の自主的団体であることから、地域性や性別、年齢等を考慮する。また、一部の地区に偏ることは、地区の意見が反映されないことも考えられるため、特に留意する。
- (2) 地域の会員から信頼を得られる者、また、高齢者の就業や福祉に理解を持ち、その動向等に精通した者を選出する。
- (3) 地区長は地区から選出された在職の理事が居る場合には、事前に在職理事の意向等を聴取しながら調整するものとする。
- (4) 他に複数の役職を有する者、また、日常業務が多忙のため理事会等への出席や理事としての活動が実質的に不可能な場合には選出しない。

(会員代表理事の任期)

第4条 原則として会員代表理事の任期は3期（6年）を限度とする。ただし、特に必要と認める場合には再任を妨げない。

(常勤理事による調整等)

第5条 常勤理事は、監事からの助言を受け、理事の職務の執行状況等を把握した中で、ブロックまたは地区役員に対し必要な助言及び調整を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成26年3月7日から施行し、同年4月1日から適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター

地区班設置要領

(平成8年2月6日制定)

公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、会員の住所を基準として、次のとおり地区班を組織する。

1 目的

地区班は、会員相互の連帯意識と親睦を基本に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、積極的意欲をもって事業推進を高めるとともに、地区の発展に貢献することを目的とする。

2 組織

- (1) 地区班は、相模原市における行政区を基本として設置する。
- (2) 地区班は、住所地を基準として組織する。ただし、会員数等の地域の状況を勘案して編成することができる。
- (3) 地区班の名称は、地区役員会議で協議し、理事会が決定する。
- (4) 地区班に、概ね10名以上の会員を単位とした班を組織することができる。
- (5) 班の名称は、各班にふさわしい名称とする。
- (6) 地区班は、理事会の承認を得て、新たに地区班を設置、又は統合することができる。

3 地区役員

地区に地区長及び班長を置く。

4 地区役員の仕事

- (1) 地区長は、地区班活動の運営にあたり、センターとの連絡調整を行いながら、次の職務を行う。
 - ア 就業機会の拡大及び地区会員の拡大に関すること。
 - イ 会員相互の情報交換及び親睦交流に関すること。
 - ウ センターの年間事業への参加促進に関すること。
 - エ 地区別懇談会等の会議の開催に関すること。
 - オ ブロック会議の開催に関すること。
- (2) 班長は、地区長との連絡を密にしながら地区長を補佐し、次の職務を行う。
 - ア 各班の会員把握及び会議等への参加促進に関すること。
 - イ 地区長は、あらかじめその職務を代行する班長を指定する。

5 地区役員を選任及び任期

- (1) 地区長は、地区会員の中から、班長により推薦された者を、理事長が委嘱する。
- (2) 班長は、地区会員の中から、地区長により推薦された者を、理事長が委嘱し、委嘱状は地区長が理事長に代って伝達する。
- (3) 地区役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 補欠の地区役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 会 議

(1) 会議は、地区長が招集する地区役員会議及び地区班会議とし、必要に応じ、オブザーバーとして理事の出席を要請できる。

7 経 費

地区長及び班長が、その職務及び会議を行うために要する経費は、予算の範囲内でセンターが支給する。

(1) 地区役員の経費の支給時期

地区役員の経費は前期（9月）及び後期（3月）の年2回に分け支給する。

(2) 支給額計算方法

地区役員の経費は任期の途中で退任した場合、半期分の経費額を6で除した後、退任までの月数を乗じ、小数点以下を四捨五入し算出する。ただし、月の途中で退任した場合、その月の経費は後任の地区役員に支出する。

8 補 則

この要領に定めのない事項については理事長が定める。

附 則

1 この要領は、平成8年4月1日から適用する。

2 この要領適用時点での地区役員の任期は、5の(3)の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成10年12月18日から施行し、平成10年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年10月13日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年8月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター 安全管理委員会設置規程

(平成5年8月20日制定)

(目 的)

第1条 公益社団法人相模原市シルバー人材センターにおける会員の健康と安全に関する事項を検討し、その対策を推進するため公益社団法人相模原市シルバー人材センター安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項について検討し推進する。

- (1) 会員が健康で安全に働くことができるための実施計画の策定に関すること。
- (2) 会員の就業上の事故防止対策の樹立に関すること。
- (3) その他会員の健康と安全に関する必要な事項。

(構 成)

第3条 委員会は次に掲げる委員14名以内をもって構成する。

- (1) 理 事 若干名（総務部会から1名）
- (2) 地 区 長 若干名
- (3) 職群代表会員 若干名
- (4) 安全就業推進員 3名（各事務所から1名）

2 委員は理事会にはかり理事長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の中から互選する。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第5条 委員会の開催は委員長が必要と認める場合に開催する。

2 委員会の議長は委員長がこれにあたる。

(安全管理対策員の設置)

第6条 委員会のもとに会員の健康の増進と安全な就業を確保するため安全管理対策員（以下「対策員」という。）を置く。

2 対策員に関する取り扱いは、別に定める要綱による。

3 委員会は対策員を掌握し、必要に応じ研修会等を開催するものとする。

(関係者の参加)

第7条 委員長は必要に応じて委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(報 告)

第8条 委員長は必要に応じて委員会の検討結果を理事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務はセンター事務局があたるものとする。

(委任)

第10条 委員長はこの規程に定めるもののほか委員会の運営に必要な事項を定めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第11条 報酬及び費用弁償は予算の範囲内で支給することができる。

附 則

1 この規程は、平成5年9月1日から施行する。

2 本規程施行後最初に委嘱された委員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成17年8月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月17日から施行し、適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター

安全管理対策員要綱

(平成5年8月20日制定)

(目 的)

第1条 この要綱は、安全管理委員会（以下「委員会」という。）設置規程第6条に基づいて、安全管理対策員（以下「対策員」という。）の取り扱いを定めることを目的とする。

(選 任)

第2条 対策員は各地区会員の中から地区長が推薦し理事長が委嘱する。

2 対策員は40名以内とする。

(職 務)

第3条 対策員は次の各号に掲げる事項について、委員会の指示を受けて管理し、推進するものとする。

- (1) 会員の就業における事故防止のための措置に関すること。
- (2) 会員の健康及び安全就業のための情報提供等に関すること。
- (3) その他会員の健康と安全に関すること。

2 対策員は職務を遂行するにあたり必要な知識の修得に努めるため、研修会等に参加するものとする。

3 対策員は安全管理の上で特に必要のあるときは、委員会に出席し意見を上申することができる。

(任 期)

第4条 対策員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 対策員が欠けた場合の補欠の対策員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会との関係)

第5条 対策員は第3条に掲げる職務を推進するにあたっては、委員会で決定された内容に従い実施に努めなければならない。

(巡回指導)

第6条 対策員は第3条に掲げる職務を推進するために、必要に応じ会員の就業現場の巡回指導を実施し、安全就業の指導・点検に努めなければならない。

(報 告)

第7条 対策員は活動状況について、その状況を委員長に報告しなければならない。

2 報告にあたっては、安全記録日誌を作成し提出するものとする。

(委 任)

第8条 委員長はこの要綱に定めるもののほか対策員の運営に必要な事項を定めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 報酬及び費用弁償は予算の範囲内で支給することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年9月1日から施行する。
- 2 本要綱施行後最初に委嘱された対策員の任期は第4条第1項の規定にかかわらず平成7年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月28日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月14日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター

安全管理対策員職務要綱

(平成6年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター安全管理委員会設置規程の安全管理対策員（以下「対策員」という。）の職務に関し、必要な事項を定める。

(職 務)

第2条 対策員は、安全管理委員会からの連絡を受け、会員の健康及び就業における事故を防止するための措置として、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 会員の健康及び安全就業のための情報提供等。
- (2) 安全管理対策員巡回要領に基づき、予め定められた計画により巡回し、安全就業の指導・点検に努めるものとする。
- (3) 安全管理上特に必要とする事項については、安全記録日誌に記入し安全管理委員会に報告するものとする。

(研修会等)

第3条 対策員は、研修会等に参加し、健康及び安全就業についての必要な知識を習得するものとする。

(報 告)

第4条 対策員は、会員の就業現場を巡回したときは、必要事項を安全記録日誌に記入し、各事務所に提出するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 報酬及び費用弁償は、予算の範囲内で支給する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

安全就業基準

(平成7年10月17日改定)

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、急いだけあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装、履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (6) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (7) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故等に気をつけること。
- (8) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (9) 仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
- (10) 飲酒、酒気帯び状態での作業、運転は絶対にしないこと。
- (11) たばこ等の火の取扱いは十分注意すること。

(作業別安全就業)

第4条 会員は、植木、除草、清掃等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全就業基準を守り、安全就業に努めなければならない。

(就業提供外作業の禁止)

第5条 会員は、業務仕様書に無い作業を行ってはならない。

(業務内容の報告)

第6条 会員は、センターの求めに応じ、業務内容確認書を提出しなければならない。

(安全保護具)

第7条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用する。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する際は、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第8条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。

特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第9条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(器具類の使用)

第10条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

- 2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。
- 3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第11条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

- 2 会員は、常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第12条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第13条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成29年6月22日から施行する。

公益社団法人相模原市シルバー人材センター ペナルティ制度に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という）会員の安全意識の向上を図るとともに、不安全な行動をした会員にペナルティを科し、注意を与えることで事故を防止することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象は、就業中又は就業途上におけるセンターの会員（以下「会員」という）とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「ペナルティ」とは、警告点数の付与による指導及び警告と、付与された警告点数の累積により科せられる罰則のことをいい、「警告点数」とは、不安全な行動をした会員に対し、安全管理委員会が付与する点数のことをいう。

(警告点数の付与)

第4条 警告点数の付与は、別に定める「ペナルティ制度運用基準」（以下「運用基準」という）に基づき、安全管理委員会が行う。

(仮ペナルティの決定)

第5条 賠償責任事故等の発生により警告点数の付与が見込まれる場合は、警告点数が付与される前であっても、運用基準に基づき、仮のペナルティを科することができる。

(警告点数の通知)

第6条 センターは、決定された警告点数について、付与された会員に対して、ただちに通知しなければならない。

(委 任)

第7条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は、安全管理委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月14日から施行する。

ペナルティ制度運用基準

1 対象者

就業中又は就業途上における公益社団法人相模原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員。

2 事故発生要因

- (1) 安全就業基準義務違反により事故を起こした場合
- (2) 上記以外の原因で事故にあった場合

3 安全不適切就業の指摘確認

安全不適切就業が確認された場合（巡回による指摘、外部からの情報提供等）

4 ペナルティの内容

- (1) 事故発生又は安全不適切就業の指摘が確認された場合は、当該会員に対し、警告点を付与する。
- (2) 累計警告点数により、口頭指導・警告指導・3か月の就業停止のペナルティを科す。
- (3) 警告点数は過去3年間の累計点にて処置する。
なお、就業停止のペナルティを科された場合は、次の累計警告点の算出に対し、過去の点数は加算しない。
- (4) 警告点数は、センター内で共有し、安全就業推進員が維持管理する。
- (5) 警告点数の付与基準
 - ア 安全就業基準違反の事故があった場合
 - (ア) 重大な安全配慮不足により、事故を起こした場合（5点）
 - (イ) 安全配慮不足により、事故を起こした場合（3点）
 - (ウ) 軽微な安全配慮不足により、事故を起こした場合（1点）
 - イ 不可抗力により事故があった場合
 - (ア) 不可抗力による避け難い外部要因による事故で、自らの過失がない場合（1点）
 - (イ) 不可抗力による避け難い外部要因による事故で、自らも過失があった場合（1点）
 - ウ 安全不適切就業が確認された場合
 - (ア) 安全不適切就業を指摘された場合（1点）
 - (イ) 安全巡回で不適切な就業を指摘され、それに従わなかった場合（3点）
 - (ウ) 過去6か月以内に同一の指摘があった場合（2点）
- (6) 処置（累計警告点数）
 - ア 5点以上は安全就業警告とする。
 - イ 10点以上は3か月の就業停止（書類発効日より起算）
- (7) 3か月の就業停止においては、センターにおける就業全てを対象とする。ただし、無償のボランティアを除く。

(8) 安全指導

3か月の就業停止期間中において、当該会員は安全就業指導を受けるものとする。

5 警告点数の決定

警告点数の決定は安全管理委員会が行う。

6 仮就業停止

事故発生に伴い就業停止ペナルティが見込まれる場合、所長または業務担当職員は当該会員に仮就業停止を科することができる。仮就業停止の期間は、警告点数決定までの間とする。なお仮就業停止を科せられ累積警告点数が第4条(6)イに該当した場合には、仮就業停止開始日を就業停止の起算日とする。

7 この基準に定めるもののほか、ペナルティ制度の運用に関し必要な事項は、安全管理委員会で定める。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 30 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、平成 28 年 3 月 16 日から施行し、平成 27 年 7 月 22 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 28 年 12 月 15 日から施行し、平成 28 年 12 月 15 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 29 年 12 月 14 日から施行し、平成 29 年 12 月 14 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 8 月 30 日から施行し、平成 30 年 8 月 30 日から適用する。